第２回
環境保全型農業直接支払制度に関する
第三者委員会

令和８年８月１８日

農林水産省農産局

第２回　環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会

令和８年８月１８日（火）

１３：０２～１４：５６

場所：農産局第１会議室

（オンライン併用）

議　事　次　第

１．開会

２．あいさつ

３．議事

（１）令和７年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

（２）令和７年度地球温暖化防止効果について

（３）新たな環境直接支払制度の検討状況について

（４）その他

４．閉会

午後１時０２分　開会

（事務局）　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第２回環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、農業環境対策課の香野と申します。よろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、農業環境対策課長の髙田より御挨拶させていただきます。

（事務局）　ただいま御紹介いただきました農業環境対策課長の髙田でございます。７月31日付で着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、７月28日の熊本地震、それから８月13日からの千葉豪雨でお亡くなりになった方々に、まずお悔やみを申し上げたいと思います。また、両災害で被害に遭われた全ての方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

農水省といたしましては、災害発生後、現地に職員を派遣いたしまして、被害情報の収集や食料支援など対応してきたところでございます。今後は営農再開に向けた取組を加速化させていく必要があり、支援策の検討などを進めているところでございます。出来得る限りの対応を行ってまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

さて、本日は第三者委員会の開催ということで、一言御挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方にはお忙しい中、委員会に御出席いただきまして、心より感謝申し上げます。令和７年４月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画において、令和９年度を目標としました新たな環境直接支払交付金の創設に向けて、現行制度の掛かり増しコストへの支援だけでなく、導入リスクに応じた支援が行えるよう、現在検討を行っているところでございます。５年を１期として支援している本交付金でございますが、令和７年度より第３期が始まり、令和７年度の実施状況について御点検いただく時期となりました。今回の委員会では、令和７年度の実施状況とその実施状況を踏まえた地球温暖化防止効果について評価を頂きたいと考えております。

集計作業中の速報値ではございますが、令和７年度における全国での実施面積は８万4,795ヘクタールでございます。令和６年度と比較いたしまして、5,820ヘクタール減少いたしました。

本日は、本交付金を通じた環境保全型農業の更なる推進に向けまして、委員の皆様から様々な角度で御意見を頂戴いたしまして、検討を進めてまいりたいと考えております。皆様には引

き続き御協力をお願いするとともに、御検討の方をよろしくお願いいたします。

最後、ちょっと１点宣伝をさせていただきたいんですが、来年３月から横浜でGREEN×EXPO 2027、国際園芸博覧会が開催される予定となっております。御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、今回のGREEN×EXPO2027は花や緑を対象にしているだけでなく、食や環境、農というものをテーマにした博覧会になっております。私はこの農業環境対策課に来る前は園芸作物課に在籍しておりまして、このGREEN×EXPO 2027を盛り上げよう、省内で機運醸成を図っていこうというような取組をやっておりました。本日、私、ポロシャツを着ておりまして、これは省内職員で作ったポロシャツなんですけれども、園芸博のマークを入れた、背中にもマークがちょっと入っているんですけれども、こういうポロシャツを作って、みんなで着て省内から機運を高めていこうというような取組をやってございます。是非このGREEN×EXPO 2027の存在を皆さんに知っていただきまして、来年３月に開催されますので、個人でも構いませんしお仕事でも構いませんし、たくさんの方々の御来園をお願いしたいというふうに思っております。

ちょっと宣伝もさせていただきましたけれども、以上で私の開会の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）　ありがとうございました。

続きまして、資料を確認させていただきます。事前にお送りしております資料を御確認ください。

まず、議事次第、出席者一覧、配付資料一覧がございます。以降は資料番号を付しておりますが、資料１－１としまして、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱・実施要領、資料１－２としまして、環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会設置要領、資料２としまして、令和７年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況、資料３－１としまして、令和７年度地球温暖化防止効果について、資料３－２としまして、令和７年度地球温暖化防止効果の算定手法、資料４としまして、新たな環境直接支払制度の検討状況について、参考資料として、令和８年度取組の手引き、令和８年度地域特認取組、第３期における前期からの見直し内容がございます。

もし不足している資料がございましたら、お知らせいただければと思います。

次に、幾つか注意事項がございます。

オンラインで出席されております委員の先生方におかれましては、通信環境の確保のため、御発言の際以外はビデオ及びマイクをオフにして御参加いただきますようお願いいたします。御発言いただく際は、ビデオをオンにした上で、画面に向かって挙手をお願いいたします。

本日の会議は公開の会議でございます。資料及び議事録も原則として公開することとなっております。議事録は、委員の皆様に御確認いただいた後、発言者名を匿名化した形で公開いたします。

また、委員の皆様の通信や音声等にトラブルが生じた場合は、チャットでお知らせいただくか、事務局まで御連絡をお願いいたします。

オンラインで傍聴の皆様におかれましては、会議の録音・録画は御遠慮いただきますようお願い申し上げます。注意事項をお守りいただけない場合には、オンライン会議室より退出いただく場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事を開始いたします。

なお、事前にお知らせしたとおり、冒頭のカメラ撮影・画面キャプチャーはここまでといたします。御協力よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事運営は三石委員長にお願い申し上げますが、本日はオンラインを併用した開催であることから、インターネット接続に問題が生じた場合は事務局で適宜フォローさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

それでは、三石委員長、よろしくお願いいたします。

（委員長）　それでは、議事を始めたいと思います。

一つ目の議題は、令和７年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況についてということで、資料２に沿って事務局から御説明をお願いいたします。

（事務局）　それでは、農業環境対策課の廣瀬と申します。私からは令和７年度の実施状況について、資料番号２の方で説明させていただきます。

今回説明させていただきます資料についてですが、利用上の注意としまして、本実施状況は令和７年度の実施状況、令和８年３月31日時点を取りまとめたものとなっております。実施状況の取りまとめは全国値で集計しております。表中の数値について表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合があります。

表中に使用した記号は以下のとおりです。「０」は単位に満たないもの、「－」は事実にないもの、実施されていないものとなっております。

次に、留意事項となります。

図表中の令和７年度の取組実績については暫定値となっております。令和８年８月末の日本型直接支払制度の公表をもって確定となります。

次に、第３期対策、令和７年度からは、第２期対策から支援対象取組を見直しており、取組

状況の前年値との単純比較ができないということから、令和６年度の取組状況は参考値として掲載しております。

具体的な見直し内容は以下のとおりです。カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培は緑肥の施用として一本化、次に、地域特認取組のうち総合防除、炭の投入は全国取組へ移行、次に、長期中干しや水管理を伴う取組として冬期湛水管理等は、多面的機能支払交付金へ移管しております。不耕起播種につきましては、全国でも前年度も取組件数が余り増えなかったことと、取組当初に除草剤を散布することが決まっていることなどにより、第３期からは廃止とさせていただいております。

それでは、令和７年度の実施状況について御報告と御説明をさせていただきます。

まずは、次のページ、１の（１）としまして、実施市町村数、実施件数及び実施面積についてです。

実施市町村数については、令和７年度に本事業に取り組んだ市町村は899市町村で、全市町村のおおむね半数の52％で実施しております。下の表で令和６年度と比較しておりますけれども、実施市町村数が５市町村、前年度から増えているという状況になっております。

次に、実施件数及び実施面積になります。令和７年度の実施件数は3,156件、実施面積は８万4,795ヘクタールとなっております。この実施件数というのは、環直交付金におきましては団体申請がまず基本となっております。ということで、これは申請件数となっております。そこのところをよろしくお願いします。

次に、支援対象取組別の実施面積となっております。実施面積８万4,795ヘクタールを支援取組別に取りまとめております。令和７年度は堆肥の施用が２万3,742ヘクタールと最も多く、全体の28％となっております。次に、総合防除が２万452ヘクタールで24％、次に緑肥の施用が１万9,493ヘクタールで23％、次に有機農業が１万6,332ヘクタールで19％となっております。

取組面積の減少につきましては、先ほども課長の方からお話がありましたけれども、第３期の制度見直しにより、地域特認で取り組んでいた長期中干し、冬期湛水の実施が多面機能支払に移管したことが、令和６年度からの減少の主な理由の一つとなったと考えております。

また、面積の減少についてですけれども、全国から上がってくるもの、今回報告を頂いた際に、市町村からどういう状況があって面積が減少したのかというのを聞き取っているんですけれども、理由の多くとして、高齢化による労働不足により慣行栽培に転換した、又は離農されたという意見が多くありました。この中でも有機農業について１割ほど面積が増えておりますが、その理由として、地域の堆肥供給体制が整ったため、取組面積の増加につながったという

市町村からの意見もありました。

この表中の網掛けになっている部分についてですけれども、そこが第３期で見直された取組項目となっております。下の図は実施面積を割合で示しております。基本的には大きく割合は変わっておりません。

次のページになります。作物区分別の実施面積となっております。令和７年度の取組面積から見ますと、水稲が５万2,637ヘクタールと、全体の62％と最も多く占めております。次いで麦・豆類が１万3,214ヘクタールで16％、次いで花き・その他、いも・野菜類、果樹・茶という順になっております。

下の表では令和６年度と比較しておりますが、最初に御紹介させていただきましたとおり、参考値として置いております。

次の表が、これは実施面積の割合となっております。こちらも昨年とほぼ変わらない割合となっております。

次のページでは、地域ブロック別の実施面積となっております。ブロック別に見ますと、北海道が２万3,962ヘクタールで全体の28％と最も多く、次いで東北ブロックが１万9,074ヘクタールで22％、次いで近畿ブロックが１万4,771ヘクタールで17％、次いで九州ブロックの7,528ヘクタールで９％という順になっております。こちらも全体の割合としては昨年とほぼ変わらない取組割合となっております。全体の取組面積が減っている中で、北海道ブロックと東海ブロックの方が取組面積が昨年より増えているということになっております。

次のページに移ります。次のページでは、地域ブロック別・支援対象取組別の実施面積を掲載しております。取組面積の一番多い北海道を取組別で見てみますと、緑肥の施用が9,631ヘクタールでブロック内に占める割合が40％と最も多く、次いで堆肥の施用が8,649ヘクタールで36％、次いで有機農業が3,001ヘクタールで13％という結果になっております。

先ほど北海道と東海ブロックで面積が増加しているということで、一番面積が増えている北海道の方で内容を確認しております。その結果としましては、有機農業と堆肥の施用が一番増加しているそれぞれの作物別で確認したところ、有機農業では花き・その他で380ヘクタール、麦・豆で101ヘクタール増加しております。堆肥の施用においては、麦・豆で390ヘクタール、花き・その他で250ヘクタールの増加となっておりました。特に花き・その他のところには飼料作物やソバが含まれております。聞き取ったところ、新規取組者の参入、既存取組者の面積拡大ということで面積が伸びているんですけれども、その中でも新規取組者については、ソバで取り組まれている方が多いという回答がありました。

次のページでは、地域ブロック別・作物区分別の実施面積となっております。令和７年度に取組の多い上位４ブロックを作物区分別で見てみますと、一番多いのが北海道ブロックということで、麦・豆類が１万748ヘクタール、こちらはブロック内での割合が45％であり、麦・豆類の全国比較でも約８割を占めております。次いで、花き・その他の5,816ヘクタールの24％となっております。

次に、東北ブロック、水稲が１万7,138ヘクタールとなっており、ブロック内の割合が90％と最も多く、次いで麦・豆類の788ヘクタール、花き・その他、いも・野菜類という順になっております。

次に、近畿ブロック、水稲が１万3,878ヘクタールで、ブロック内割合は94％と最も多く、次いで麦・豆類となっております。

次に、九州ブロック、水稲が3,778ヘクタールで、ブロック内割合が50％となっており、次いで果樹・茶となっております。

次のページ、取組農業者団体の概要となっております。令和７年度の件数は3,156件、取組農業者数は２万377人となっており、取組農業者数は令和６年度に比べて全国で2,110人減少となっております。こちらでも主な要因として、市町村から聞いたところですけれども、一番やっぱり回答が多かったのが高齢化や人手不足による離農や慣行農業へ方針を変更したことというのが挙げられております。なお、第３期の見直しにより多面的機能支払交付金に取組を移管したということも、今回の減少の要因となっております。

次のページからは、都道府県別の実施状況ということで、こちらは８月末の公表に用いる数字の表となっております。こちらは都道府県別に掲載しているんですけれども、実際の公表の際には市町村別の内訳までそれぞれ入った状態で、二つがセットで公表されるということになっております。

私の方からは以上となります。よろしくお願いします。

（委員長）　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のあった内容について御質問、御意見等があればお願いいたします。

いかがでしょうか。オンラインの方、構いませんのでお願いします。どうでしょう。

何かありますか。

では、お願いします。

（委　員）　御報告ありがとうございました。

１点、多面支払の方に移った長期中干しに関してですけれども、やはり制度変わった後でもどういう動向になっているのかというのが情報としてあればいいかなと思いますので、もし可能であったら、この報告に入れるかどうかは別として、長期中干しが去年と比較してどんな感じで推移しているのかというのも、併せて把握できるような状況になればいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

（委員長）　ありがとうございます。

それでは、事務局の方で補足説明をお願いします。

（事務局）　ありがとうございます。

そちらの方も、今、多面室の方に集計がどんな状況かということで聞いていたんですけれども、まだ完全に集計が終わっていないということで、こちらとしましてもどれぐらい完全に動いたのか、又はほ場を変えて環直の方に残っている、完全に多面の方に移っているというのも調べてみたいとは思っておりますので、引き続き情報の方は集めていきたいと思っております。

（委　員）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

（委員長）　ほかに御質問等ございますか。

ではお願いします。

（委　員）　総合防除について伺いたいです。

まず、５ページの近畿で7,822と多いのは、具体的にはどういうものが多いんでしょうか。全体的に見ますと総合防除が24％と堆肥に次いで２番目に多いから、割と大きな方法になっているんですけれども、ちょっと勉強不足で、総合防除というのは基本的に天敵を使ったものだと理解しているんですが、最近、あるメロン農家さんに行ったら、総合防除の薬を使っているのを見たんですけれども、これ、オランダだったか海外から輸入したもので、名前が天敵殺虫剤という言い方になっていまして、ちょっと実態に、違和感を覚えたんですけれども。アザミウマとかいわゆる害虫が発生するところに天敵のダニが入っている袋を掲げているわけですけれども、それを有効にするために毎回そのハウス１棟を全部消毒して、生き物も微生物も限りなく消毒して、リセットしてやり直すと。輸入した薬剤で結構高価なもので、地産地消にはなっていないなと感じたわけです。

それがどういうことで環境保全になっていると理解すればいいんでしょうか。そして近畿の内容はどういうものが多いのか教えてください。

（委員長）　ありがとうございます。

それでは、事務局の方でお願いします。

（事務局）　ありがとうございます。

総合防除の方は、都道府県別に総合防除のメニューがそれぞれの県で決まっていますので、その中のメニューの６割を行ってくださいというのが、この事業では要件というか条件にしています。ですので、ちょっと今回そこまで調べ切ってはいないんですけれども、県ごとにどういうメニューがあるのか、どこの県で総合防除が一番多いのかというのをちょっとまた別に調べて内容を確認しないとなかなか、農家さんが何を選んで６割をやっているのかというところまで個別にちょっと調べなければ傾向が見えないので、現時点ではちょっと数字を持ち合わせていません。また内容を確認して、回答ができるようであればちょっと個別に回答させていただきたいと思います。

どういう状態で環境保全になるのかというところですけれども、基本的には先ほど言ったようにハウスの中の虫を全部殺すとかせずに、草の刈り方だとかそういうものを調整しながらやっていくという、天敵製剤を使うとかですね。農薬ばかりで全部害虫を殺してしまうという方法ではないやり方でやっていくというのを基本と考えております。

また、そこも都道府県での設定が、皆さん地域に応じた防除方法を選択しているので、またそこはそれぞれの都道府県での傾向が分かれております。

（委員長）　よろしいですか。

（委　員）　はい。

（委員長）　ほかに御質問等ございますか。

お願いします。

（委　員）　御説明ありがとうございました。

２ページの支援対象取組別の実施面積の御説明のところですけれども、全国共通で有機農業が10％ほど増えた理由として、堆肥の設備の体制が整って増えたためだという御説明だったかと思うんですが、ということは、堆肥の設備を増やすという、そういう政策が成功したというプラスの評価、農水省さんが推進する政策が成功したという評価につながるのか、あるいはその自治体の努力なのか、その辺りどういうふうに評価されているかなというのが気になりました。

以上です。

（委員長）　ありがとうございます。

では、事務局の方でお願いいたします。

（事務局）　ありがとうございます。

大変申し訳ないですけれども、そこのどういう政策が都道府県、市町村で使われてそういうふうになったのかというところまで、ちょっと調べがまだできておりませんので、そちらも、確かに急に堆肥舎が増えてくるというのも何らかの理由があると思いますので、個別に調べていきたいと思います。

（委員長）　よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

お願いいたします。

（委　員）　御説明ありがとうございました。

今の流れと似ているのかもしれませんけれども、数字の動きを、やはり裏には理由があると思いますので、そこをもう少し調べていただきたい。例えばソバで有機が増えたという御説明があったと思いますが、その増えた理由は何だったのか、もし分かれば教えてください。例えば組合全体で取り組んでそういう有機ソバが増えたみたいなことが、ほかの地域にも広がるかどうかという点も含めて。

それから、もう一点は、委員の御質問、非常に納得なんですけれども、つまり長期中干しで制度が変わったことによって数字がどうなっているかというのは、非常に気になるところで、例えば長期中干しだと雑草が増えるというような可能性もあると思いますので、もし数字が減っていたりすると、そこら辺のところの理由がどうだったかというのも、今回でなくても結構ですので、調べておいていただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

（委員長）　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、事務局の方で。

（事務局）　ありがとうございます。

先ほどの委員からの質問についても、これからまた多面室の方の情報を聞きながら、こちらの制度と向こうの制度でどれぐらい行き来したのかとか、動きも見ていきたいと思っております。

ソバについては、ソバの有機が増えたというのもほかのところでもよく聞くんですけれども、農地が現時点で痩せていても、取りあえず堆肥を入れるなりしてまくと、やっぱり元々が荒れた農地に強い植物なので、初めて取り組む方が取り組みやすいと。ソバを作っている方、今もうかなりの面積、やっぱり全国どこら辺にもいますので、指導者もいるということで、初めて取り組まれる方が取り組みやすい作物の一つになっていると聞いているところもあります。

（委　員）　ありがとうございました。

（委員長）　ありがとうございました。

それではいかがでしょうか。ほかに御質問、御意見等ございますか。

特に現段階でなければ先へ行きたいと思いますが、よろしいでしょうか。後ほどまたもし全体を通してあれば、お聞きしたいと思います。

それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。令和７年度地球温暖化防止効果について、事務局から御説明お願いいたします。

（事務局）　では、ここから資料３－１、３－２に基づいて、令和７年度地球温暖化防止効果について説明をさせていただきます。

こちら、昨年度、御議論いただきました第３期における地球温暖化防止効果測定手法の方針に基づいて、令和７年度の取組面積に応じて地球温暖化防止効果の方を測定させていただいたところを、御報告させていただけたらと考えているところでございます。こちら、第２期から第３期に関して変更した点もございますので、そちらも併せて御説明をさせていただけたらと考えております。

まず、全国共通取組、メタン排出削減対策と二段構えになっておりまして、第２期から第３期に変わったタイミングで、主作物が水稲である場合は、メタン排出削減対策を合わせて実施することとなっておりますので、その分のメタン排出削減対策の効果についても算定をしたところでございます。全国共通取組につきましては、第２期で単位当たりの地球温暖化ガス削減量を定めたところでございますので、その結果をそのまま採用させていただいた取組もありながら、堆肥の施用であったり緑肥の施用については一部見直しを掛けたところもございますので、単位当たりの温室効果ガス削減量を補正して使用しているところでございます。

まず、全国共通取組の有機農業につきましては、第２期評価において算定した単位当たり温室効果ガス削減量をそのまま使用したところでございます。

堆肥の施用につきましては、最低投入量の見直しをしておりまして、投入量は引下げをしています。なので、単位当たりの温室効果ガス削減量も下方修正したところでございます。

緑肥につきましては、第２期から第３期に変わるタイミングで、第２期までカバークロップ、リビングマルチ、草生栽培と３本だったものを一本化して、緑肥の施用ということにしております。それぞれの実施面積に応じて単位当たりの温室効果ガス削減量、こちらがございましたので、取組を一本化したことに関して補正をさせていただいたところでございます。

続きまして、炭の投入については、第２期評価に用いておりました単位当たり温室効果ガス

削減量、こちらをそのまま使用しているところでございます。

メタン排出削減対策につきましては、こちら学術的な論文を採用させていただいて、慣行と比較して各取組を実施した場合のメタン排出量の削減率を採用しているところでございます。主な変更点としましては、こちら右側に記載しておりますが、秋耕によるメタン削減率の文献値について、日本各地のデータ解析に基づく値から農業環境対策課が実施した農地土壌炭素貯留等基礎調査に基づく値に変更しております。この結果に基づいて、第３期からはメタン排出削減率については、少なくとも10％という数値を採用したところでございます。

それでは、この考え方に基づいて、令和７年度の取組面積別の地球温暖化防止効果について御説明をさせていただきます。

こちら、令和７年度の取組面積に応じた温室効果ガスの削減量について取りまとめをしたところでございます。

まず、有機農業につきましては、先ほど御説明のとおり、単位当たり温室効果ガス削減量については、第２期評価に用いた削減量を使用しております。それと令和７年度の実施面積を掛け算させていただいて、温室効果ガス削減量を算出したところでございます。

堆肥の施用につきましては、こちら、３－２の資料も一緒に見ていただきながら説明をさせていただきます。

堆肥の施用につきましては、こちらのとおり最低投入量を見直しさせていただいたところでございます。水稲、第２期までは10アール当たり１トン以上だったものを第３期からは10アール当たり0.5トン以上、水稲以外につきましては、10アール当たり1.5トン以上だったものを第３期からは10アール当たり１トン以上と、こういう最低投入量の見直しをしたところでございます。これに伴って、単位当たりの温室効果ガス削減量についても下方修正する必要があるというところで、計算をさせていただいたところでございます。

こちらの算定方法については、昨年度御議論のとおりではございますが、簡単に振り返りをしていきますと、まず水稲については日本で多い土壌、黒ボク土と低地土と、こちらのそれぞれ土壌における投入量１トンの場合と0.5トンの場合を農研機構の見える化サイトで試算をしたところ、投入量を変えたところで47％下がりましたよという試算が出ています。水稲以外の代表例として小麦を採用して、日本に多い土壌で黒ボク土、低地土、それぞれで同じく見える化サイトで試算したところ、54％という数値が出ているところでございます。

ここから、第２期で用いておりました堆肥の施用による単位当たりの温室効果ガス削減量、これが2.42トンでございました。第３期から堆肥の施用の投入量が見直しされておりますので、

こちら加重平均を取るという考え方から、令和７年度の堆肥の施用面積分の堆肥の施用面積のうちの水稲面積掛ける0.47と、堆肥の施用面積分の堆肥の施用面積のうちの水稲以外の面積と掛ける0.54ということで、その単位当たりの温室効果ガスの2.42と掛け算したところで結果を出したところでございます。

そこで算出した数値がこちらは1.21というところで、単位当たりの温室効果ガス削減量については、第３期は1.21を採用させていただいたところでございます。令和７年度の取組面積についてはこちら記載の面積ということで、こちらを掛け算したところで、２万8,728トンというところが算出されたところでございます。

続きまして、緑肥について説明をさせていただきます。

緑肥も同様に３－２の方の資料を見ていただきながらというところで、こちらも昨年度、御議論いただいたとおりではございますが、取組が第２期までは三つ分かれていたものが第３期からは一本化というところで、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培の取組を緑肥の施用として一本化したところでございます。それぞれ温室効果ガス削減量については、こちら表にも記載のとおり、それぞれの取組で単位当たりの温室効果ガスの削減量が算出されたところでございます。これと令和６年度の取組面積での加重平均を取りまして、こちら令和７年度の取組面積については三つ分かれたものの集計がありませんので、令和６年度の実績面積から第３期の緑肥の施用に伴う温室効果ガスの削減量、こちらを算出したところでございます。

この計算結果が2.00トンということで、こちらの表、緑肥の施用の単位当たり温室効果ガス削減量、2.00というところになっております。これと令和７年度の実施面積を乗じたものがこの温室効果ガス削減量の総計ということで、３万8,986トンという計算になっております。

炭の投入につきましては、先ほど御説明のとおり、第２期の単位当たり温室効果ガス削減量を採用ということで、1.31トン、令和７年度の取組面積は715ヘクタールということで、こちらを乗じて計算をしたところでございます。

最後に、地域特認取組として滋賀県にございます長期中干しについて説明をさせていただきます。

こちら長期中干しについては、下側の表のメタン対策の長期中干しと同じ考え方で計算をさせていただいたところでございます。地域における慣行栽培と比べて長期中干しをすることで30％のメタン発生量削減という削減率を採用しまして、削減された量を算出して面積で割り戻したものが、この10アール当たりの削減量として計算したところでございます。全国共通取組と滋賀県のこの地域特認取組の長期中干し部分、全て足し込むと８万9,541トンと計算をした

ところでございます。

続いて、下側の表、こちらがメタン対策ということで、第３期から新たに水稲の場合、堆肥であるとか緑肥の際に合わせて実施を頂くメニューとなっているところでございます。こちら、先ほども御説明させていただいたとおりではございますが、３－２の方の資料と一緒に御説明をさせていただきます。

こちらが長期中干しになっておりますが、こちらも昨年度、第三者委員会での御議論のとおりというところではございますが、地域ごとの慣行でのメタンの発生量と比べて長期中干しをした場合の削減量を計算したところでございます。長期中干しに関しては30％の削減率というものを採用しておりますので、各地域での取組面積と削減率を乗じたものを削減量として計算したところでございます。こちら、右側に地域特認のうちの長期中干し面積ということで、先ほど御説明のとおり、滋賀県での地域特認取組についてはこちらに計上して計算したところでございます。

続きまして、メタン対策としては、先ほどの長期中干しと秋耕、前年度湛水不実施と、この三つのうちから一つを選択して取り組んでいただくという形になっておりまして、２点目がこの秋耕ということになっております。

こちらが、先ほど表のところでも御説明させていただきましたが、第２期から第３期に掛けて、考え方が削減量については見直しをしているというところになりますので、今まで第２期までについては54％の削減が見込めるだろうということで試算していたところですが、農業環境対策課の方で調査をしております農地土壌炭素貯留等基礎調査の結果で、今年度も実施をしておりますが、少なくとも10％の効果があるだろうというところの見込みが出ておりますので、そちらを現時点で採用というところで、少なくとも10％で計算したところでございます。こちらも同様に各地域での取組面積と削減率というところで、秋耕によるメタン削減量を算出したところでございます。

続きまして、湛水不実施というところで、これ、前の年に水を張らないということでメタンの発生を防ぐというところの取組でございます。こちらについても先ほどのメタン対策のうちの一つというところで、地域ごとの取組面積と削減率というところを乗じたものを、湛水不実施のメタン対策の効果として算出したところでございます。

これらが長期中干し、秋耕、前年度湛水不実施と、この３点についてそれぞれ取り組まれた面積と効果について記載をしているところでございます。このメタン対策を合計しますと７万6,252トンとなっておりまして、先ほど表のところでも御説明させていただいたとおりではご

ざいますが、２点、第２期から第３期に掛けて大きく変わった点がございますので、地球温暖化防止効果についても数値上小さくなったと見えるようになっております。

まず、１点目が、この堆肥の施用については、最低投入量の見直しによって施用量が下がりますので、炭素貯留量も下がってくるということで、地球温暖化防止効果、炭素貯留が少なくなるので、10アール当たりの温室効果ガス削減量についても下がってくるということで、第２期と第３期を比べるとこの単位当たりの削減量自体が半分になっているというところになりますので、これも一つの要因かなと思っております。

もう一点が、この秋耕について第２期までは54％という削減率を採用しておりましたが、第３期については最新の知見を採用して、少なくとも10％というところで、削減率が大幅に減っておりますので、こちらの効果については面積が大きくなっても削減量としては少なくなっているのかなというところで、要因を考えているところでございます。

以上が令和７年度の地球温暖化防止効果ということで、御説明させていただいているところでございます。

こちら、昨年度も同様に資料として参考試算ということで御説明しておりましたが、地域を限定したメタン対策については、なかなか研究事例も少なく、ＩＰＣＣガイドラインにおいても方法論が設定されていないというところですので、北海道とか山形県で取り組まれている地域を限定したメタン対策については、数値上、取り組まれた面積と提出のあった削減率を採用して計算しておりますが、飽くまで参考値として見ていただけたらと考えております。

速足でございましたが、以上で資料３の説明を終わらせていただきます。

（委員長）　どうもありがとうございました。

計算根拠の修正などがありましたので、一通りじっくり見ていけば分かるのでしょうが、やや混乱されたかもしれません。

それでは、ただいま御説明のあった内容について御質問、御意見等があればお願いいたします。

よろしいですか。

では、私の方からですけれども、算定手法の３－２の方の６ページ以降はみんな地域別の数字が出ていますけれども、実際の計算に使っているのは、合計数字という単純な理解でよろしいですね。

（事務局）　さようでございます。

（委員長）　お願いいたします。

（委　員）　御説明ありがとうございます。

今画面に出ている表のところをちょうど質問したかったところですけれども、やはり北海道の稲わらを秋に出すというのはなかなか難しいところもあるというふうに聞いておりますし、あるいは腐熟促進、これ石灰窒素なんですけれども、こういうものをまける時期というのもかなり限定されるんですが、それなりの効果が出ていると思いますので、ＩＰＣＣのガイドラインというのはなかなか論文に裏付けられないといけないというところもありますので、そういう点も含めて、今後やはりここで参考として止めるだけではなくて、将来的にもし可能であれば引き上げていただきたいという思いで発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

（委員長）　ありがとうございます。

どうぞ。

（事務局）　ありがとうございます。今後のこと、どういったところを地球温暖化防止効果として評価・判定していくかというところは、先生方の御知見を頂きながら検討していきたいと考えておりますので、またいろいろと御指導いただけたらと思います。ありがとうございました。

（委員長）　ほかに御意見、御質問等ございますか。

よろしくお願いします。

（委　員）

委員から御指摘いただいたところ、私も同じところが少し気になっていまして、北海道の稲わら持ち出しのところですけれども、確かに作業としては難しいんですけれども、効果としては暫定的な値でしょうけれども大きそうに見えるので、こういう取組というのをどれだけ位置付けていくのかというのがとても大事かなと。要は、取組、コストをどのぐらい掛けて、効果がどれだけあるかというのも多分大きな評価のポイントになってくるかと思うので、次期の見直しも含めて、こういう単位面積当たりの効果が高いような取組というのをどう支援していくかというところも、併せて検討いただければと思います。

ただ、一方、気になるのがやっぱり稲わらを持ち出してしてしまうと、地力としてはちょっと下がってしまうところがあるかと思いますので、そういうバランスも含めて、地力維持ということも含めて、何か検討策というのを考えていっていただければなというふうに思います。

以上、コメントになります。

（委員長）　ありがとうございました。コメントも含めてですね。

事務局の方、お願いします。

（事務局）　貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。またこれからの新しい制度のところでも御意見いただきながら、検討していきたいと思っております。

（委員長）　ほかに御意見、御質問等ございますか。

補足ですね。では、事務局の方から香野さん、お願いします。

（事務局）　すみません、事務局の香野です。

北海道の稲わらの秋搬出について委員から御指摘がありました。稲わらの秋搬出を行って地力が低下すると問題だよねみたいなコメントを頂いたかと思うんですけれども、稲わらの秋搬出と書いてあるんですけれども、このほかに稲わら由来の有機物相当の堆肥の施用を義務付けておりまして、取り出すだけではなくて、堆肥も入れてくださいよという要件にしておりますので、地力の面では一定程度担保されているのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

（委員長）　ありがとうございます。

よろしいですか。

（委　員）　北海道の場合は耕畜連携という、ちょっと古い言葉かもしれませんが、持ち出したわらを有効利用するというような方策もあると思いますので、そういう意味では有機農業全体につながる可能性もあると思いますから、その点も含めて御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

（委員長）　ありがとうございます。よろしいですか、香野さんの方も。

ほかに御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。次は、新たな環境直接支払制度の検討状況について、事務局から御説明をお願いいたします。

（事務局）　では、資料に沿って説明させていただきます。私は農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課の葛原と申します。

資料４で説明させていただきます。新たな環境直接支払交付金の考え方ということでございますが、こちらの方は必ずしも令和７年度に実施された環境直接支払と関係のあることではないんですけれども、現在、新たな環境直接支払含め、水田政策の見直しの議論が進んでおりますので、この場でちょっとその考え方について御説明させていただきたいと思います。

資料の内容でございますけれども、こちらの方はまず環境負荷低減の取組自体、昨今、特に国際的な肥料原料等の高騰などもありまして、「国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存

度を減らすなど」と冒頭に書いてございますけれども、やはりそういうところでも食料安全保障への期待というところがございます。だから、ますますこの環境負荷低減のための取組というのは重要になってくるわけですけれども、これを更に伸ばしていくためには、やはり一定の生産性の向上、そういうものと併せて進めていくということで、大きな枠組みとして考えております。

内容でございますが、冒頭のところに①、②、③とございますけれども、みどりの食料システム法の計画認定に基づいて農業者支援としていきたいということでございます。これは、今までこの環境直接支払というのは基本的に地域の集団での取組に対する支援ということを前提にしていたんですが、これを個人を対象にした支援が可能になるようにしていきたいというところでございます。

②のところでございますけれども、これは左下の方に絵がございますけれども、従来のこの掛かり増しのコストというところの支援に加えて、最初に取組を始めたときの減収のリスクにもこれは対応する支援ということで考えております。これまでのデータでも、大体開始５年間で、最初どうしても新しい取組を始めた場合には収量が減少するところが見られるわけですけれども、だんだんそこは慣れてきたり、さらに、収入面でいえば、販路の確保ができてきたりしますと、一定の経営の安定化が図られるようになるというところがございます。だから、その最初のところの導入リスクというのをどうするかというところでございまして、ここの支援を更に掛かり増しコストと別に、手厚くしていくことはできないかと考えてございます。こうした中で、③でございますけれども、やはり生産性向上と環境負荷低減の両立を促す施策として、取組に応じた支払いを考えていきたいということでございます。

これ、実際に支払いをするわけですけれども、その前提として、受給者の方々には、一番左の下のところにございますけれども、市場評価を高める取組やあるいは生産安定化の取組、そしてこのデジタル化の取組というのを、これをやっていただくというふうに書いているんですけれども、これはやはりちゃんと売れるようにする、きちんと収量が取れるようにする、きちんとそういうことが経営管理ができるようにする、そういうことを含めてということでございます。そして、きちんと環境負荷低減をしながら、経済的にも成り立つ農業を目指していただきたいというところでございます。

資料右側に（２）で支援対象取組とございますが、ここはそんなに大きく変わるところではないんですけれども、有機農業への転換、これまでも温暖化対策とか環境価値の創出支援ということで②番、③番でこれは堆肥の施用とか土作りの面的拡大等への支援ということで、こう

いうふうな内容のものを考えてございます。

それで、支援対象取組でございますけれども、この制度ができましたら５年ごとにその取組内容というのは見直していきたいと。また、この支払い自体も、（３）の②のところでございますけれども、同一ほ場で同一の取組というところについては、みどりの認定期間が５年ということでございますので、５年を一区切りといたしまして、支援を新たなほ場、新たな取組の方に振り向けていくということを現在検討しているところでございます。

次のページでございますけれども、これ、基本、掛かり増し経費に加えてリスク分の対応というところで御支援申し上げるとともに、これをきちんと軌道に乗せていくというところが大事でございますので、これは単に直接支払交付金を払うだけではなくて、今、ページに映してございますけれども、総合的な支援、このところが非常に重要になってございまして、直接支払の検討とともに、この冒頭のところに書いてございますけれども、農業者の栽培技術習得や販路確保等を対象とした地域の関係機関によるサポート、さらに、みどり認定農業者の設備投資や流通体制構築等のメリット措置という、こういうものを併せてきちんと措置していきたい。

特にこのサポート体制ですけれども、現在、この左の下の絵の中の左側にある①のところでございますけれども、県ごとにそういうみどり認定農業者の取組、これをサポートする体制作りに今取り組んでおります。現在、32道府県でできております。今後もそれを拡大してまいりたいと考えております。こういうきちんと農業者の方が経営を軌道に乗せていけるようなサポート、これをしっかりやっていきたい。

さらに、横に行くと②の技術実証・販路拡大・資材確保とございますけれども、この技術、生産力を高めるための技術、これもできるだけの支援をしていきたい。それを、併せて③のところ、必要な機械・設備導入支援、こういうところも補助金あるいは税制・金融、総合的にそういう取組を支援することで、直接支払交付金と一体となってきちんと環境と経済とこれが両立するような、そういうような経営を目指していくというところでございます。

現在こういうことで考えてございますが、具体的なところは今後、財政当局とも予算編成の中で検討していくことになりますけれども、現在までのところ、このような検討がなされているところでございます。

以上でございます。

（委員長）　ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明あった内容について御質問、御意見等があればお願いいたします。

（委　員）　お願いします。

（委員長）　はい、どうぞ。

（委　員）　１枚目のスライドの上の囲みの③の最後に、「取組に応じた面積払いとする」という言葉がありますけれども、今までも取組に応じた面積払いだったんじゃないかと思いますけれども、何が変わるんですか。

（委員長）　お願いします。

（事務局）　ありがとうございます。

取組規模に応じた面積払いという意味では、これまでと変わらないというところでございます。

（委　員）　変わらないんですね。

（事務局）　はい。実施されている面積に応じた支払いという考え方で進めているところでございます。

（委　員）　次、追加いいですか。

右下の（３）の①の「十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え」というのは、具体的に何を指すんですか。

（事務局）　これは今ちょっと、（２）の支援対象取組というのは今後具体化していくので、具体的な対象というのがまだはっきり見えにくいんですけれども、そういうもの、例えばこれが特定の技術の導入をすることに対して支援するというメニューの形式を仮に取ったとしたら、そのメニューの内容は技術の進展に合わせて、技術の普及度合いに合わせて変えていくという意味になります。例えばＡという技術が支援対象となっている、５年間たって見てみたら、これかなり普及しましたねということであれば、そのＡという技術はもう支援対象とはせずに、次、新たにこれはＢという技術が重要だというふうになってきたら、そのＢというものを支援対象にする、そういう考え方になります。

（委　員）　今までの制度から考えると、どの取組も十分に普及していないわけですよね、まだ。そうしたら、入れ替えるということはないので。

（事務局）　すみません、入れ替える必要がないとおっしゃいましたでしょうか。

（委　員）　今、例えば有機農業って十分普及していないですね。そうすると、別のものに入れ替えるなんていうことはない。

（事務局）　有機農業というくくりで、それはまた５年たったときにそこで評価し直すということになろうかと思います。

（委　員）　ちょっと分からないんですけれども、別の新たに確立された取組に入れ替える

んですか。有機農業以外にも堆肥の施用だって緑肥の施用だって、どれも十分に普及はしていないわけです。入替えの対象となる取組ってないんじゃないかという気がします。

（事務局）　５年後もどれも今の普及状態と変わらないかどうかはちょっと分からないので、それは普及状況を見てですね。

（委　員）　同じように普及しているとはとても思えない。

（事務局）　ただ、おっしゃられるように、変わっていないということがひょっとしたらあるかもしれませんし、それは変わっているかもしれませんし、それは評価をした上で、内容については……

（委　員）　だって、わざわざこれを書く意味というのがよく分からないんですけれども。

（委員長）　すみません、ちょっと音声が途切れ途切れなので。

（委　員）　そうですか。

（委員長）　時々音声が切れています。申し訳ないですが、最後のコメントをもう一度お願いできますか。

（委　員）　そういう認識だとしたら、現状の普及対象取組がとても５年ぐらいで十分普及してしまっているとは思えないのに、わざわざ３の①を書く意味というのが分からないという。

（事務局）　つまり、そんな５年ぐらいで状況が変わるものではないという御意見でしょうか。

（委　員）　はい。

（事務局）　確かにそれはそういう意見もあるかもしれませんし、とはいえ予算の有効な活用ということからもすれば、その中でも支払い方というのは定期的に見直すべきだという御意見もございますので、そういうような御意見も酌んで、このような形で今のところを検討しているところでございます。

（委員長）　よろしいですか。

（委　員）　もう一つついいですか。

（委員長）　音声がよく聞こえないようですけれども。大丈夫ですか。もし、お言葉が入っていないようです。

（委　員）　ちょっとこれは原因がよく分からないので、何ともしようがないです。

（委員長）　では、少しほかの委員の意見をお聞きしていますので、その間にチャットで入れておいていただくということも可能ですけれども、どうされますか。

（委　員）　はい、そうします、チャットで。

（委員長）　では、取りあえずチャットに入れていただくという形で、ほかの委員の方、何か御意見、御質問等ございましたらお願いします。これは新しい制度になります。現段階では案の状況ですよね。そうなると、こういう過程で疑問に思われたことをしっかりと言っておくということは実は非常に大事で、出来上がってからいろいろ注文を付けても、もう決まってしまったという話になります。制度が立ち上がる途中でしっかりと意見を言う機会というのは、皆さん御存じのとおりなかなかないですから、是非率直な御意見を伝えておいていただければと思います。いかがでしょうか。

お願いします。

（委　員）　ありがとうございます。

今の委員の有機農業のところについてなんですけれども、冒頭御質問したソバとも絡むんですが、既に最初から有機農業だったところというのは、転換ではなくて継続になるわけですよね。こういうところがこの支援対象から外れてしまうというような理解でよろしいんでしょうか。

（委員長）　お願いします。ありがとうございます。

（事務局）　今、有機農業にこれまで取り組んでこられた方々が、突然、「はい、なくなります」となればそれは困ります。これからこういうふうにしていくんですという計画の下に、その計画を一定期間で一区切りとするということでございます。もちろん制度の詳細に関しては今後具体化に向けて検討、財政当局とも相談しながらということになりますが、現時点ではできるだけ今まで取り組んでこられた方々も、新たな計画として取り組んだ場合には、それは支援対象としていきたいと考えてはおります。

（委　員）　よろしいでしょうか、続けて。

（委員長）　お願いします。

（委　員）　結局、言葉として①に有機農業への転換支援と書いてあるので、有機農業への支援ではないということになるわけですね。

（事務局）　はい。有機農業に転換するという、そういうチャレンジを応援するということでございます。基本、ここに書いてあるとおりです。

（委　員）　そうしますと、今までの有機農業をやっていた人に対する支援というのは、別途どこかで見ていられるんでしょうか。

（事務局）　これ、制度を開始しましたら、そこから全員またみどりの計画に沿ってそれぞれの方がスタートできるように、そういうような制度になるようにしていきたいとは考えてお

ります。ですから、これまで有機をやってこられた方も、支援対象の１年目はその計画の１年目ということになります。

（委　員）　分かりました。ソバにこだわるようで、すみません。去年は国連のＦＡＯの国際雑穀年にソバも入っていたので。土作りというか、地力が低いところにソバを入れると言われたので、そういう意味で有機農業をしながら土作りをするという、両方の掛け持ちというのもあり得ると理解してよろしいんでしょうか。

（委員長）　いかがですか。

（事務局）　すみません、意味が分からなかったのですが。

（委　員）　①では有機農業への転換支援と書いてあって、③のところで土作りの拡大というところも支援があるので、同じソバの有機農業を地力の低いところでやっていて、これに対する支援が①と③、両方を受けられるという可能性があるということでしょうか。

（事務局）　基本的にメニュー間が重複するというイメージは持っていなかったのですけれども、いずれにせよこれから制度の詳細は検討していくことになります。有機プラス土作り、なかなかちょっと考えにくいですけれども、複数のメニューを累積的にもらえるという形ということですよね。制度の仕組み方次第にはなろうかとは思いますが、今のところここではそれぞれ別のものとして考えてはおります。

（委　員）　今後検討されるということですので、よろしくお願いします。

もう一つ、２枚目の方のスライドで、画面に出していただけますでしょうかね。２ページ目のところに、下水汚泥という言葉が②のところですけれども出てきますけれども、下水汚泥というのは地域資源として循環させる非常にいいものではあるんですが、リン酸肥料、輸入に頼っているところからできるだけ国内の下水汚泥に利用を変えていこうという動きは、確かに理解しておりますけれども、一方で、重金属の問題ですとかＰＦＡＳの問題ですとか、いろいろ問題になっているところはありますので、これをきちんとクリアできるような施策が取られるということが担保されていればいいんですけれども、やはり都道府県でどこまできちんと見ていけるのかなというところはちょっと心配ですので、これはコメントとして申し上げております。よろしくお願いします。

（事務局）　下水汚泥に関しましては、正に御指摘の点、安全に利用できるような品質、きちんと管理をした上で有効に活用していくということだと思います。

（委員長）　ありがとうございました。

最初のポイントは、支援内容の例を幾つも出すと、受け取る方はそれを別々にしっかりと対

応できるのかという解釈も出てくるので、説明の仕方を丁寧にしていただいて、出す方と受ける方の理解の差をうまくしていただければなと思います。

それから、下水汚泥の重金属等の方は今のコメントだと思います。

ほかに御質問等ございますか。

委員のコメントが入りましたね。ここからだと、申し訳ありません、私、画面の字が小さくて見えないので、平川さん、読み上げていただけますか。委員の方からのコメントですね。

（事務局）　コメントを読み上げさせていただきます。

１枚目の上の囲みの２や３に「取組の定着・自立を促す支援とする」、「生産性向上との両立を促す支援とする」とあり、これは現行環直制度がそれらを促さないと言いたいようだが、現行制度は生産性向上や自立を阻害しない。なぜなら、取り組んだら取り組むほど補助金が減らされる仕組みではなく、取り組んだら取り組んだだけ収益が上がるのだから、誰もが取り組むはずだからである。現行制度に対する認識が根本的に間違っているのではないか。自立を促すと言って５年で補助を打ち切ったら、取組自体をやめてしまうだろう。この新制度はむしろ環境保全型農業促進への国の関与を縮小するように思う。それなら、そうだと言うべきだ。

もう一問、左下の３に「デジタル化の取組」とある。こんなことは慣行農業でも当然やるので、環境保全型と慣行農業との経費の差は縮まらない。こうした取組を理由に支援を打ち切るのは正当化されないだろう。

以上となります。

（委員長）　ありがとうございました。

この委員からの質問に関してはいかがでしょうか。

（事務局）　現行の支払いが生産性の向上や自立を阻害しているというわけではないんですけれども、これ、５年で一区切りとするというところは、これまでのデータとかも見ると、やはり最初はどうしても生産性が落ちる、それは当然不慣れなことをやるわけですから、生産性も落ちる。違うものを売るわけですから、なかなか売り先も見つからないので、売上げの方も、収入が減少するというところはあるんですけれども、それらはだんだん回復してくるわけです。うまく付加価値を高めて、ちゃんと一定の生産性も確保していけるようになると、普通の慣行よりもむしろ収益を上げておられる方もいらっしゃる。だから、そういうふうに経営の軌道に乗せていただけている方も多数いらっしゃるわけです。なので、そういうところにちゃんと早く持っていけるように、後押しをしていきたいということが含意されております。もちろんそのまま今までと同じように払った上で、更に追加で払えばいいじゃないかという説もあるのか

もしれませんが、どうしても限りある財源の中で効率的に政策効果を求めていこうとすれば、今後、環境保全型農業というのは取組が拡大していくということを前提に考えているわけで、その拡大していく取組と限られた財源の中でどのようなところに注力すべきかということを考えた上で、このような方法というのを一つ検討しているところでございます。

デジタル化の取組というところでございますけれども、こちらはいろんな意味合いがあるんですけれども、こういう経営管理ソフトの導入によって、まず分かりやすいのは、これは自らの経営状況というのは分かりやすくなるというところが一つあります。あとは、交付金の申請事務などもこういう営農管理ソフトを導入することによって、その申請とかあるいは事後のチェックとかも、これは申請者御本人もそうだし、行政側のコストも下がります。さらに、そういう営農管理ソフトの情報なんていうのは、これは統計的にはみんなにとって価値のある二次的な情報としても生かされ得るものでございますので、是非そういう取組は進めていきたいと考えているところです。

（委員長）　ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

（委　員）　聞こえるかどうか分かりませんけれども。

（委員長）　今度は聞こえます。どうぞ。

（委　員）　もう一つ書きました。以上が私の意見です。

（事務局）　最後の質問というか追加の問いが、「財源が限られているから環境保全型農業への国の関与は縮小しますというのなら、この制度変更は分かりやすい」というコメントを頂いております。

（事務局）　必ずしも国の関与が縮小しますという、そういう話ではないんですけれども、限られた財源の中でいかに効果的に必要な施策を実施していくかということで検討しているところでございます。

（委員長）　では、髙田課長、お願いします。

（事務局）　髙田でございます。

先生方の頂戴した御意見を踏まえて、よく検討してまいりたいと思います。葛原調整官からも言ったとおり、なかなか限りある財源というところもございますけれども、率直な貴重な御意見だと思いますので、それを踏まえて今後の検討に生かしてまいりたいと思います。

（委員長）　ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問等ございますか。

（委員長）　お願いします。

（委　員）　今のところちょっと確認だけなんですけれども、そうすると支援対象取組は５年ごとに見直して、十分に普及した取組は入替えということは、十分に普及していない取組は継続できるということなのかをちょっと確認したかったです。それが１点。

もう一つは、先ほど委員もおっしゃっていた支援内容のところ、有機農業をやっている人たちは、①は対象ではないということですよね。慣行の人が有機になる場合の支援だから、①は有機やっている人は支援ではなくて、有機の人たちはそれ以外の②と③についてが対象になると。ちょっとここ確認だけですが、お願いします。

（委員長）　事務局、お願いします。

（事務局）　ちょっとここ書き方が分かりにくかったら申し訳ないですけれども、まず、支援対象の見直し、５年ごとの見直しのところでございますけれども、これ一般的に、例えば今固定して、この取組に対して未来永劫支援しますなんて言えないわけです。世の中の状況が変わってきたら、支援対象も変わってくるので、それを５年ごとに見直しましょうという、一般的な意味合いと御理解いただければと思います。

この有機農業への転換支援を有機農家は受けられないのかということなんでございますが、例えば今からみどり計画を出していただいた有機農家さん、これまでやってこられた方々でも、今からみどり計画を出していただいたら、その１年目からこの支援対象１年目ということですので、そこはちょっと文字面からややこしいかもしれませんけれども、そういうふうにしたいと思っています、担当としては。

（委員長）　よろしいですか。

（委　員）　はい。

（委員長）　例えばこの左側の②のところ、（１）の支援の考え方のみどり認定農業者を対象とする中の②、ここに環境価値を創出する取組とありますよね。これを現在、有機農業をやっている人も含むという形に読むこともできるのでしょうか。

（事務局）　お答えの仕方が難しいんですけれども。なぜなら、本当に予算の細部の支払い方の設計がまだ全然決まっていない中で、予断を持って何とかと言うわけにはいかないのですが、今現状どういうことをやられていたとしても、新たな取組としてこういうことをやりたいんだというのであれば、それはそれで対象になろうかと思います。今までやってきた人は何もなしになるのかというと、そういうことではなくて、みどりの計画に沿って今から支援対象にしてほしいということであれば、そこからスタートできるようにしたいと思っております。

（委員長）　意図は十分分かりました。こういう新しい政策のときはやはり言葉の解釈と適用範囲、それと、先ほどいみじくも言われたとおり、財政当局との話の中でどういうふうに制度設計するかというところ、多分いろいろな御質問が出てくると思いますので、その辺を踏まえて最終案を作っていただければと思います。

ほかに御意見、お願いします。

（委　員）　ありがとうございます。ちょっと重なる部分もありますけれども、自分の理解のために４点ほど伺いたいです。

まず最初に、この支援の考え方として、掛かり増しコストですとか導入リスクに対して払うという考え方ですけれども、そうするとこの交付金は、いわゆる環境を保全していることに対して支払うものではないんですかという確認です。

それから、ちょっと先ほど聞きそびれた部分もあるんですけれども、説明いただいた資料で、９万ヘクタールあったものが８万5,000になって、5,800ヘクタール面積が減っているという、そもそもこの減っているという現実が前提にありまして、みどり戦略ではこれから100万ヘクタールを目指そうとしている。有機農業と環境保全とちょっと別ですけれども、有機を100万にしようとしている中で、５年という区切りで切るということが、整合性というんでしょうかね、５年後に交付金もらっていた人がもらえなくなった場合、今増やそうとしている面積が減るリスクが想像できるわけですけれども、これに関してはどんなふうな未来、５年後を想像されているんでしょうか。

みどり戦略の100万ヘクタールを目指す目標との整合性が何かずれてくるんじゃないかということです。

そして、四つ目として、（３）の支援対象の更新に関しては、新たなほ場への拡大はまた交付金出しますよという話なんですけれども、農政の全体の議論の中で集約化とか大規模化に限界があるというような話が、最近も東大の安藤先生が大規模化はもう頭打ちだというような発表をされていますけれども、こういう前提がある中で、同じ主体が拡大するって考えにくいなという現実があるわけですけれども、その辺りをどういうふうに理解というか、イメージされているのかを伺いたいです。

以上です。

（委員長）　ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

（事務局）　今、四つ。

（委員長）　四つでしたね。

（委　員）　三つかな、四つかな。似ているけど。

（事務局）　まず、これが環境保全そのものの行為に対しての支払いじゃなくなるのかという御質問かと思いますが、これは環境を保全する農業、それがきちんと経済性と両立するような農業として更に広がってほしいということで、結果的にそれは環境保全に資するということでございます。きちんと経済的に成り立ち、かつ環境保全に資する農業が普及するということが、農業全体で環境保全に資するということでございますので。

それが１点目で、２点目のところでございますけれども、面積が今、これ令和７年度でも減っているのにというところでございます。まず、その理由が、今回ちょっと減少しているように見えるのが若干特殊事情がありまして、令和６年度までは第２期対策で、令和７年度から第３期対策が始まっていますが、この第３期対策に合わせて、中干しとか水管理を伴う取組に関しては、支払いの仕方が多面的機能支払の方から支払うということに移っているので、だからそこがさっと抜けた影響が非常に大きくて、それでこの減ってしまっているように見えますが。

例えば、有機農業という項目で見ますと、５ページにも書いてありますけれども、これ、５ページの１－７の表なんか見ていただくと、前年度差でプラス1,700ヘクタールという、増えているわけです。なので、今減っているというと、必ずしもそういうことではないかと思うのですが、じゃそれは５年後にどうなっているのか、100万ヘクタールを考えたらということですけれども、なかなか経済的に成り立たない形で環境保全型農業をやるということだと、多分なかなかやる人って増えない、取組って広がらないんだと思うんです。じゃ、それをもう全部国費で賄って保全していくのかというと、そこにはいろいろ国民的な議論はあろうかとは思いますけれども、やはり基本はちゃんと経営が成り立つような、かつ環境保全に資する農業というのが普及することが一番望ましいので、そういうものが広がっていくような交付金と、それに合わせた総合的な支援、サポート体制とか、そういうことを展開していきたいと考えています。なので、増やしていきたいと思っています。

あと、三つ目に言われた拡大はこれ以上難しいんじゃないかというところですけれども、確かに集落の中でリタイアされる方からどんどん田畑を引き受けて、もう100ヘクタールにもなってしまったとか、そんな方もいらっしゃると聞きますけれども、有機で例えばそういうふうな広げ方をするだけでなく、現在慣行で取り組んでおられる方がその中の一部を新たに環境保全型農業の取組をする、更にそれを面積を広げていくというようなイメージはあろうかと思います。もちろん、経営面積を単純に広げていかれる、販路の拡大に合わせて広げていかれるよ

うな、そういう農家の方も御利用いただけますけれども、転換していくというイメージも大きいかとは思います。

（委員長）　よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにはどうでしょう。

事務局の方で補足お願いします。

（事務局）　委員からチャットで追加で頂いておりますので、読み上げをさせていただきます。

多面的機能へ移った取組への支援は５年後も続くと考えてよいのか。未来永劫とは言えないが、何十年も補助金を出している事業はたくさんある。環境保全は基本的に市場経済にとっては外部性なので、長期にわたって支援することは理論的に正当化されると思う。経済性と両立しなくても推進するのが環境政策だと思う。経済性と両立するのなら公共政策は要らない。

という御意見を頂いております。

（委員長）　どうぞ。

（事務局）　委員からの御指摘のところでございます。多面的機能に移った支援については、この多面的機能支払も含めて、現在、水田政策の見直しに伴って、環境保全型農業直接支払交付金と同様に見直しを行っておりますので、この具体的な設計というのは今後、全て同じように進めていく段階にあります。だから、先々のことまでは、今こうですともちょっと申し上げられません。移った機能というところの支援も、どこかで何らかやっていくことにはなろうかと思いますが。

また、あと御指摘の公共政策という観点でございますけれども、確かにそういう御意見というのも、そういう考え方というのもあろうかと思います。様々な御意見を踏まえて、私ども、限りある財源の中でできるだけ良い方法というのを考えていきたいと思います。

（事務局）　委員からもう一問頂いていまして、先ほどの葛原調整官からのコメントに対して、「では、多面的機能の直接支払も全体として縮小されるというわけですね」というコメントを頂いています。

（事務局）　特に縮小というわけではないと思います。しかるべく予算要求をした上で、きちんとできるだけ良い形に、多面的機能支払も含めて検討を進めていくということになります。

（委員長）　ありがとうございました。

現時点では全てまだ確定はしているわけでもないし、こういった意見を踏まえながら、これからできるだけいろんな状況に対応できるような形で詰めていきたいというふうに私は理解し

ました。よろしいでしょうか。

では、お願いします。

（委　員）　農水省さんもいろいろ考えてやっていただいているのはよく分かっているんですけれども、ちょっといじめるつもりはないんですけれども、話題にだけしておきたいと思いまして。

私、有機部会も参加させていただいていますけれども、前回の有機部会で米騒動に関連して、米の値段が上がったことで有機の水田をやめた農家さんがいたという発言が農業法人の方からありました。ですので、せっかく環境にいい有機農業やっていても、社会的な状況でとても危ういところに生産者はいる中で、今回の変更が有機とか環境保全型に取り組む農家のモチベーションとかインセンティブとか、そういうものを後押しするということになっていると理解していいんでしょうかという質問です。すみません。

（事務局）　もちろん環境保全型農業を広めるということ、これを定着・拡大をさせていくということをしないと意味がないわけですから、その方向になるように、これは交付金と併せてその他の支援、サポート、補助金や税制や金融、更にはほかのサポート体制作りなど、様々なツールを使って、きちんとそういうものが普及していくようにしていきたいと努力しています。

（委員長）　よろしいでしょうか。

恐らく様々な疑問だとかリクエストが出てくると思います。これから予算要求をされるときにどんどん突っ込まれると思いますので、しっかりと御準備を頂きたいと思います。

どうしてもこの段階でもう一言言っておきたいと言われる委員の方はいらっしゃいますか。

お願いします。

（委　員）　ありがとうございます。今議論を聞いていて、私も二つほど意見をちょっと申し上げたいところがございます。

今ちょうど話題になっているように、やっぱりどんどん環境負荷低減に貢献するような農業というのを、面積をどんどん広げていくというのはいい発想だというふうには思うんですけれども、そこから離れていったとき、交付の対象にならなくなっていったときに、それがちゃんと定着しているのかどうかというのは政策としてもやっぱり重要なところだと思うので、５年で見直しをしていく中でも、ちゃんと定着をしているよというのは、モニタリングをしていく必要あるのかなというふうには感じていますので、そこは政策評価のところに入っていくので更に次の段階だと思うんですけれども、検討の材料に入れていただければなというふうに思い

ます。

なので、多分これまでの環直とは、これは環直、さっきの評価のところ、地球温暖化の評価でありましたように、取り組んだ面積の中でどれだけ貢献をしたかというのを算出するようなやり方で評価をしていると思うんですけれども、多分新しい仕組みの中のこの制度ですと、環境保全の効果がどのぐらいあるかというのと併せてそれがどう定着していたのかとかいうのと、あとは生産者がどれだけ拡大していったのかというようなところも併せて指標にしていかないと、せっかくの取組が無駄になってしまうのかなというふうに感じますので、そういうところを評価していただくようなところを考えていただければなと思います。

最後、意見なんですけれども、結構新しい制度に変わっていくので、これまでの制度からの移行をスムーズにできるような形がどうあるべきなのかというところも、もう終わりが近づいていますので、見直しの時期が近づいていますので、そこの移行の仕方というのも併せて検討いただければなというふうに思います。

以上です。

（委員長）　ありがとうございました。大事なポイントを幾つか御指摘されました。

事務局の方、お願いします。

（事務局）　仮に支援対象から外れた後もきちんとモニタリングをしていく、それは環境保全型農業の普及というものがどういうふうに広がっているのかというのは、やっぱり把握していかなきゃいけないので、重要な御指摘だろうと思います。

あと、評価のポイント、これについては、事業の詳細決める過程で併せて今後検討していくことになろうかと思いますが、この点についても御意見を踏まえて考えていきたいと思います。

あと、移行をスムーズに、これ非常に実務的には大事なことでございまして、受給者の方々、農業者の方々が困るようでは本当に良くないので、そういうことのないようにきちっと考えております。

これら頂いた意見、全てでございますけれども、そういう意見を踏まえながら、より良い施策になるよう検討を深めてまいりたいと思います。

（委員長）　ありがとうございます。

よろしいでしょうか、おおむね時間になってきましたのでこの辺りで各委員から頂いた意見をしっかりと踏まえて準備をしていただきたいと思います。

委員長という立場なので、私も最後に一言だけ申し上げさせていただきます。今回、みどり認定農業者というのが新たに出てくるわけです。政策を作る方からすれば、例えば今の担当部

門がみどり認定農業者を作る、それでこういう政策をやっていくという形で話すわけですが、受ける方の農家とすれば、また新しい制度かよというように思ってしまいます。できるだけ、例えば今通常の認定農業者の方もいらっしゃるし、これに新たにみどり認定の方、それからＧＡＰをやっている方もいるし、もっと言えば有機ＪＡＳをやっている方もいる。こういった様々な制度が一人一人の農家にどう受け取られるか。先ほど個人支援という形になってくると言われましたが、各農家さんが、一体自分は何をどうやっていけばいいのかということで、混乱される可能性があります。

せっかく今度は、環境バイオマス政策課というのが大臣官房にあるわけですから、全体をしっかり見ていただいて、一人一人、個々の農家さんが理解しやすいロードマップのような形で、今自分はどの段階にいるのだから次はどれを目指せばいいんだとわかる形が良いですね。例えば、最終的には有機ＪＡＳまで行くとか、そういうような形でステップアップをしたり、どういう形で行けばどんな形になるんだというようなことをどこかの機会で、担当課、分かれるかもしれませんが、全体をまとめるようなものを出していただけると、恐らく個々の農家さんや現場の方たちはすごく取り組みやすいのではないかなと思います。そこら辺の御検討も是非時間を見て実施していただければよいかなと思います。

全体をそのような形でまとめた方が、予算折衝なんかももしかしたらやりやすいかもしれないですね。こういう形で日本の農家のレベルアップを考えていますという、パッケージみたいなことを一丸となってやるという考え方もあるかもしれないと感じていました。

ということで、本日はほぼ円滑な進行に御協力いただきまして、本当にありがとうございました。

この辺で事務局に戻したいと思います。

（事務局）　三石委員長、ありがとうございました。

最後に、農業環境対策課有機農業推進調整官の阿辺より御挨拶を申し上げます。

（事務局）　ただいま御紹介いただきました農業環境対策課の有機農業推進調整官、阿辺でございます。髙田課長と共にというか、８月６日に着任いたしまして、この仕事に就いております。

今日、第三者委員会ということで、最後に締めの挨拶させていただきますけれども、まずは皆さんお忙しい中、御参加いただきまして、また大変熱心な御意見、御議論いただきまして、感謝と御礼申し上げます。ありがとうございました。

特に新制度に対して大きな期待というんですかね、注文、お言葉頂いたかと思いますので、

検討の主体は大臣官房環境バイオマス政策課の方になりますけれども、我々農産局の農業環境対策課の方もしっかり制度の検討状況を見据えながら、また新しい制度への移行を見据えて、しっかり両課で連携して現場がスムーズに対応できるようにしていきたいと思っていますので、引き続き委員の皆様方には高い見地からいろいろ様々、御意見賜れればと思います。

本日はどうもお忙しい中ありがとうございました。

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後２時５６分　閉会